

大分市告示第318号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

2026年（令和8年）5月21日

大分市長 足立 信也



1. 指定する区域

大分市大字松岡字長尾916番1の一部、916番3、916番4、916番5、916番6、916番7、916番8の一部、916番9の一部、916番10の一部、916番11の一部、916番12の一部、916番13、916番14、916番16の一部、916番17、916番18、916番19の一部、916番20の一部、916番21の一部、916番22、916番23、916番24、916番25の一部、916番26の一部、916番27、916番28、916番29の一部、916番30の一部、916番31、916番32、916番33の一部、916番34の一部、916番35の一部、916番36、916番37の一部、916番38、916番39、916番40、916番41、916番42、916番43、916番44、916番45の一部、916番46の一部、917番、918番、919番、920番、921番、925番25の一部、925番26、925番27、925番28、925番29、925番30、925番31、925番32、925番33、925番34の一部及び925番35の一部（別図のとおり）

2. 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3. 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別図



<凡例>

◎ 起点

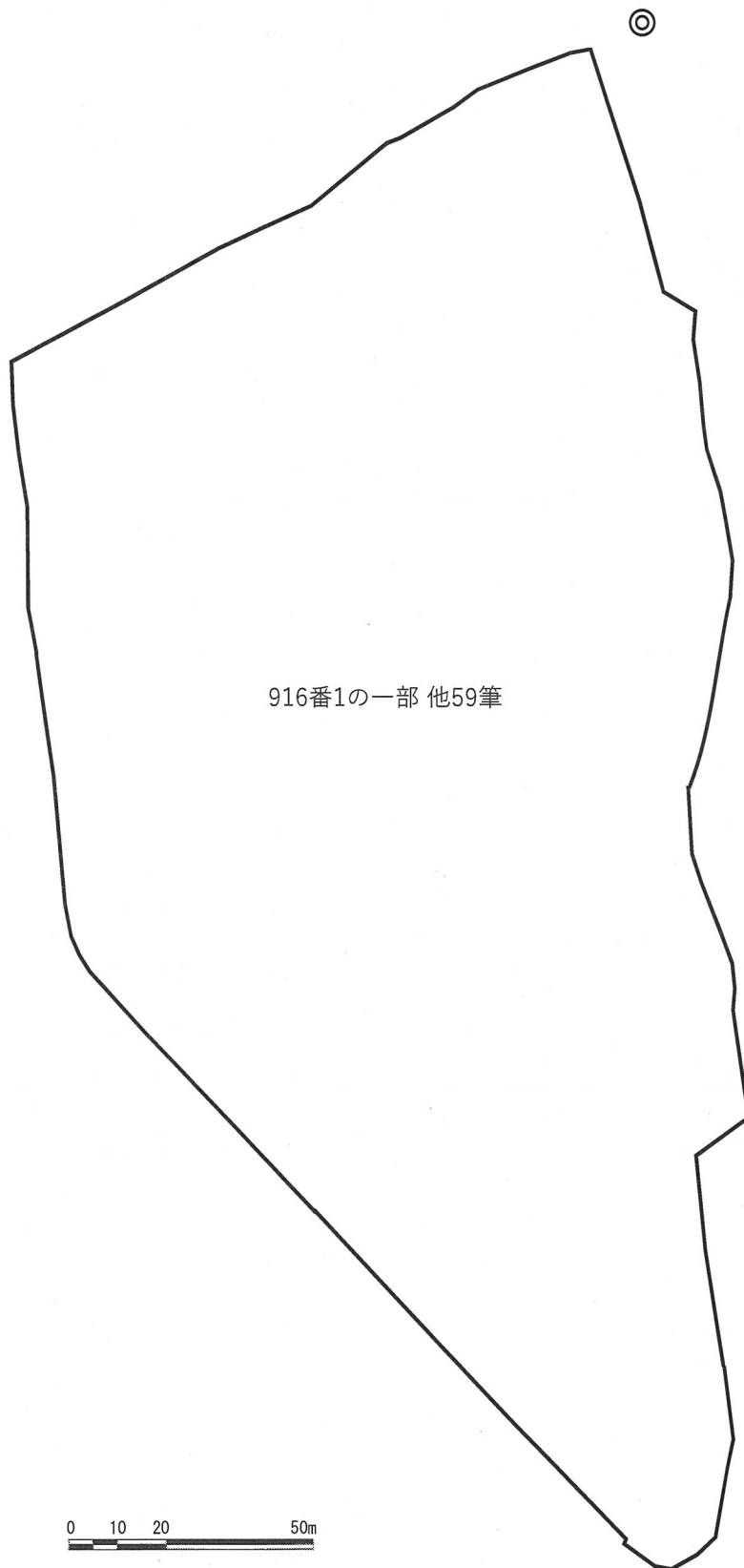
□ 形質変更時要届出区域

<起点>

起点は、大分市大字松岡字長尾  
925番35の最北端とする。

緯度 33度10分59.33967秒

経度 131度38分36.67730秒



916番1の一部 他59筆

0 10 20 50m